

1. はじめに

(1) 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新種のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対しては免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすものとなる。

厚生労働省は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁及び自治体を実施する具体的な対策を定めた。平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「検疫法」(昭和26年法律第201号)が改正された。

平成21年4月、メキシコから始まった豚インフルエンザの変異による新型インフルエンザ(A/H1N1)が全世界に広がり、同年6月にWHOは、「世界的な大流行(パンデミック)」を宣言し、新型インフルエンザが世界的大流行の段階に入ったことを明らかにした。我が国でも同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。

上尾市では、平成21年9月に「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成25年5月に一部改定を実施した。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行と行動計画作成

平成25年4月に、病原性が高い新型インフルエンザ及び感染力が強い新感染症を対象とし、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行された。

同年6月に、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)、埼玉県では特措法第7条第1項の規定に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定した。

市は、特措法第8条第1項の規定に基づき、平成21年に策定した「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」(平成25年一部改定)を、「上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)と改め、計画内容を全面的に改定した。

市行動計画は、埼玉県、近隣市町及び医師会をはじめとした関係諸機関と連携し、新型インフルエンザ等の流行から市民を守り、健康被害を最小限に抑えるための措置等を示すものであり、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合、必要に応じ適時適切に市行動計画の変更を行う。

(3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次の2点とする。

- a. 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザで、新型及び再興型に細分化される。
- b. 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は特措法の対象ではないが、これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として埼玉県が実施する「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」(『埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画』、平成26年1月、埼玉県、92～94頁)に対し、必要に応じて協力する。

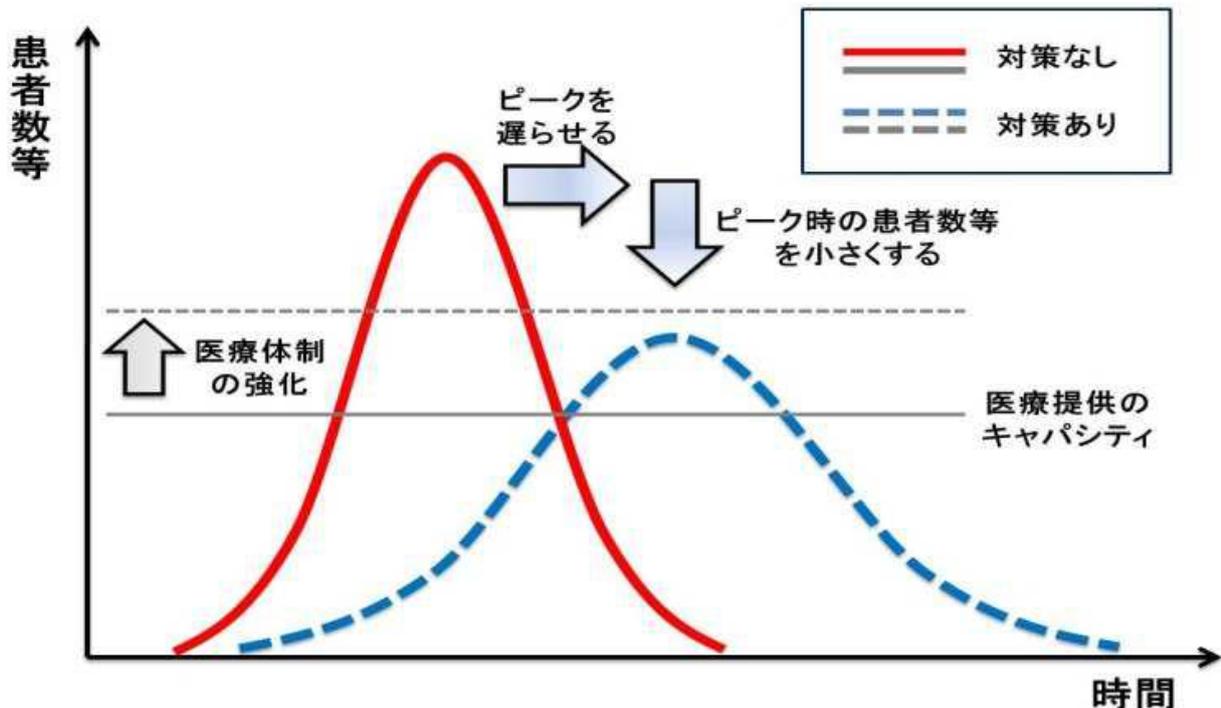
2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の収容能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - a. 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - b. 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の収容能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - c. 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - a. 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - b. 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



(2) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時の対策を実施する場合において、政府行動計画及び県行動計画、並びに国及び県の業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の4点に留意する。

① 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって市民の権利と自由に制限を加える場合、必要最小限とするとともに、法令根拠を前提とした説明を十分に行い、市民の理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

④ 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3. 新型インフルエンザ等の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画・県行動計画に準じて6つの発生段階に分類し、表-1のとおりとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、「緊急事態宣言」が発令された場合には、対策の内容も変化することに留意する必要がある。

【 表-1 】

発 生 段 階	状 態
1. 未 発 生 期	※新型インフルエンザ等が発生していない状態 ①インフルエンザ・サーベイランス(～6. 小康期) ※発生状況の監視 ②抗ウイルス薬等、安定供給体制の確保(～4. 県内発生早期) ③市新型インフルエンザ等対策推進会議設置(～5. 県内感染拡大期)
2. 海 外 発 生 期	※海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ④県対策本部設置(～5. 県内感染拡大期) ⑤相談窓口(コールセンター)設置(～6. 小康期) ⑥知事コメント・注意喚起・情報提供(～5. 県内感染拡大期) ⑦特定接種開始(～4. 県内発生早期) ※医療従事者等への先行接種 ⑧専用外来における医療提供・入院措置(～4. 県内発生早期) ⑨医療等の実施要請・指示(～5. 県内感染拡大期)
3. 国 内 発 生 期	※国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 ⑩国による「緊急事態宣言」の発令(～5. 県内感染拡大期) ⑪市対策本部設置(～5. 県内感染拡大期) ⑫住民接種開始(～6. 小康期) ⑬不要不急の外出自粛勧奨、施設の使用制限(～5. 県内感染拡大期) ⑭指定地方公共団体等の業務継続(～5. 県内感染拡大期) ⑮緊急物資の運送等の要請・指示(～5. 県内感染拡大期)
4. 県 内 発 生 早 期	※県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査追える状態 ⑯学校等の集団発生状況の把握(～6. 小康期) ⑰特定物資の売り渡しの要請・収用(～5. 県内感染拡大期) ⑱要援護者対策実施(～6. 小康期)
5. 県内感染拡大期	※県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が積極的疫学調査追えなくなった状態 ⑲備蓄した抗ウイルス薬の供給 ⑳臨時医療施設の設置
6. 小 康 期	※新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(註1) 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要」を参考に作成。太字箇所が、市が実施する主な対策となる。

(註2) 県内発生早期・県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合の一例は、表-2のとおりである。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

【 表-2 】

	全 国		埼玉県		上尾市	
A. 推計人口	12, 751.5 万人		721.2 万人		22.7 万人	
B. 医療機関受診患者数	約 1, 300 万人～約 2, 500 万人		約 75 万人～約 140 万人		約 2.3 万人～約 4.5 万人	
C. 入院患者数の上限	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	約 53 万人	約 200 万人	約 3 万人	約 11 万人	約 900 人	約 3, 600 人
D. 死亡者数の上限	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	約 17 万人	約 64 万人	約 95, 000 人	約 36, 000 人	約 300 人	約 1, 100 人

(註1) 政府行動計画、県行動計画の被害想定を参考に想定。

(註2) 入院患者数及び死亡者数は、この推計の上限値である約4万5千人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として想定した。

(註3) 推計人口は、平成24年10月1日現在。

(註4) 推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン・抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- a. 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰すると想定する。
- b. ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースを想定する。

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)における入院患者数・死亡者数は、表-3のとおりである。このため、前述の想定をかなり下回ることも考慮する必要がある。

【 表-3 】

	全 国	埼玉県
A. 医療機関受診患者数	約 2,000 万人	約 108 万人
B. 入院患者数	約 1.8 万人	383 人
C. 死亡者数	198 人	9 人

5. 対策推進のための役割分担

(1) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した時、基本的対処方針に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。具体的には、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、県や近隣市町と緊密な連携を図り、的確に対策を実施することが求められる。

このため、「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」、「上尾市新型インフルエンザ等対策予防接種計画」及び「上尾市新型インフルエンザ等対策要援護者支援計画」を策定する。

(2) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

また、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(3) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するとともに、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、外出の自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(4) 対策の目安

新型インフルエンザ等の毒性に伴う対策の目安は、表-4のとおりとする。

【 表-4 】

種 類		新型インフルエンザ等			季節性インフルエンザ
想 定 (致死率)		大半が軽症者 (0.1~0.4%)	重症者が増加 (0.5%以上)	重症者・死亡者多数 (2%以上)	大半が軽症 (0.1%未満)
対策の目安	市役所	通常業務(消毒液の配備、 窓口従事者はマスク着用)	状況を見ながら業務を縮小	必要最低限の業務のみ継続、 他は業務中止	通常業務
	保育所・幼稚園	集団感染が発生した場合、 一部クラス又は全所での 休所を検討	状況を見ながら休所を検討	首都圏または県内に感染者 が出た場合、休所を検討	通常業務
	学 校	集団感染が発生した場合、 学級閉鎖。感染拡大状況が あれば学年閉鎖・休校	状況を見ながら早めに休校	首都圏または県内に感染者 が出た場合、全校休校	20%を超える欠席で授業短 縮・学級閉鎖・学年閉鎖
	学童保育所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所
	福祉施設	集団感染が発生した場合、 休所を検討	状況を見ながら休所を検討	首都圏または県内に感染者 が出た場合、休所を検討	通常業務
	家 庭	手洗い・うがいの徹底、人 混みではマスク着用	人混みを避ける。または外出 を自粛	外出しない	手洗い・うがいの励行
	事業所	通常業務(マスクの着用、 「咳エチケット」の徹底)	状況によって業務を縮小	基幹業務に絞込み最低限の 事業継続	通常業務

6. 対策実施体制

(1) 上尾市新型インフルエンザ等対策本部

国内発生期になり、国による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令された場合、特措法第34条及び上尾市新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「対策本部条例」という。)に基づき、上尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、発生段階が小康期に入った場合に解散する。

なお、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際、政府対策本部・県対策本部が設置されるが、市対策本部は、特措法第32条の規定に基づく「緊急事態宣言」が発令されない限り設置しない。

① 本部長・副本部長

本部長は、特措法第35条第1項の規定に基づき市長とし、市内の新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施し、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。本部長が必要と認める場合は関係職員、外部関係機関職員等の出席を求めることができる。

副本部長は、特措法第35条第2項の規定に基づき副市長及び教育委員会教育長とし、その職務は本部長の補佐及び対策本部に関する事務の整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

② 部 員

本部員は、市長政策室長、行政経営部長、総務部長、子ども未来部長、健康福祉部長、市民生活部長、環境経済部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道部長、消防長、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

③ 情報管理部・医療対策部・市民対策部

対策本部条例第4条に基づき、対策本部に情報管理部(情報の収集と提供)、医療対策部(予防接種・感染拡大防止)、市民対策部(社会的機能の維持)を置く。さらに、各部に作業班を置く。

(2) 上尾市新型インフルエンザ等専門家会議

医療体制に関する関係機関・関係団体から専門的意見を聴くために、上尾市新型インフルエンザ等専門家会議を設置する。参加機関・団体は、上尾市医師会、北足立歯科医師会上尾支部、上尾伊奈地域薬剤師会上尾支部及び鴻巣保健所とし、事務局は上尾市健康福祉部健康増進課に置く。

(3) 上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等発生前において、市民の安全・安心の確保を図るため、市関係各課の円滑な協力の下に、情報収集と提供、予防・感染拡大防止及び社会的機能の維持など総合的な対策を推進することを目的として、上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議を設置する。事務局は上尾市健康福祉部健康増進課とする。

7. 市行動計画の主要な5項目

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、新型インフルエンザ等が発生した場合は危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

市は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施するとともに、県等と協力して新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努め、平時から、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、又は点検を行う。

(2) 情報収集と情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫・医療等の各分野における施策の実施に当たって、国民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめ、まん延の防止が可能となる。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

したがって、平時から情報提供に努めるとともに、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備するとともに、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や、今後実施される対策に関する情報や、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。また、市は、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供するとともに、継続的に市民の意見を把握し、市民が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。さらに、コミュニケーションに障害のある方(視覚障害者、聴覚障害者等)や外国人など、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

市民への情報提供の手段としては、広報『あげお』、市ホームページ、ツイッター、テレビ埼玉データ放送、防災行政無線、市民向けチラシの発行、広報車の運行等を活用するとともに、区長会、民生委員・児童委員協議会、愛育班・母子保健推進員等の地域団体へ状況説明や資料提供を行う。

(3) 感染拡大防止措置

新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するための、感染拡大防止対策を講じることが重要である。

なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的観点から実施する対策は特に重要な施策である。

感染拡大防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する

情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

① 個人における対策

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、「緊急事態宣言」が発令されている場合、県の外出自粛要請に基づき広報を行う。

② 地域・職場における対策

国内発生早期から、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施することとなる。また、「緊急事態宣言」が発令されている場合、必要に応じて、県が実施する施設の使用制限等の要請等に協力する。

(4) 医 療

① 医療資器材

市は、防護服、ゴーグル、N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋及び陰圧テントを、新型インフルエンザ等対策用の医療資器材として、計画的に東西各保健センターに備蓄・保管する。陰圧テントは、患者が著しく増えた場合や毒性が強まった場合等に、受診室の確保等に利用する。サージカルマスク、消毒液及びゴム手袋等の用品は、感染拡大を防ぐために、市関係施設、関係機関及び委託事業所等での活用を想定する。

② サーベイランス

国及び県から提供される新型インフルエンザ等に関するサーベイランス情報を継続的に収集し、発生の動向を把握する。

③ 予防接種

【ワクチン】

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

パンデミックワクチンは、接種により重症化防止が期待できるが、細胞培養法等の新しいワクチン製造法を用いても、全国民分のワクチンを製造するのに6か月かかることとされている。

【特定接種】

a. 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に実施するもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種である。

b. 特定接種の対象者となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- i. 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより登録を受けている者(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- ii. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- iii. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- c. 接種順位等
国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象及び接種順位その他の関連事項を決定する。
- d. 特定接種の登録
市は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し登録申請に関する事務に対し必要に応じた支援を行う。
- e. 特定接種の接種体制
特定接種は原則として集団的接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団的接種体制を構築することが登録の要件となる。
登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が実施主体となり、地方公務員については所属する県又は市が実施主体として接種を行う。
- f. 説明と同意の取得
予防接種を行うに当たっては、「予防接種実施規則」（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 5 条の 2 に基づき、あらかじめ被接種者に対し、適切な説明を行い、文書により同意を得る必要がある。

【住民接種】

- a. 臨時接種(予防接種法第 6 条第 1 項)
特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されている場合、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種として、かつ、原則として集団的接種を行うことにより、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。
- b. 新臨時接種(予防接種法第 6 条第 3 項)
特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されていない場合であっても、国が緊急に感染拡大防止の必要があると認めた場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として、市が接種を実施する。接種費用は、自己負担で実施するが、市が経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行う。
- c. 接種順位
住民接種の接種順位については、次の 4 群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。
 - i. 呼吸器疾患・心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化する医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者及び妊婦)
 - ii. 小児(1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
 - iii. 成人・若年者
 - iv. ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる 65 歳以上の者
※接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、「緊急事態宣言」が発令されている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第 46 条第 2 項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せ

た考え方(重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方)もあることから、こうした考え方を踏まえ判断される。

d. 接種体制

住民接種は市が実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように接種体制の構築を図る。集団的接種には、接種会場に接種対象者を参集させて実施する「地域集団接種」と、学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者及び入所者等の既に形成されている集団を活用して実施する「施設集団接種」がある。

※住民接種のパンデミックワクチンは、早期に供給し、できるだけ早く接種を実施するため、その大部分を 10ml などの大きな単位のバイアルで供給するため、原則として集団的接種を行う。

※1ml バイアル、プレフィルドシリンジ等の小さな単位のワクチンについては、妊婦及び在宅医療の受療中の患者など、地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問して実施する場合も考えられる(地域訪問接種)。

e. 説明と同意の取得

予防接種を行うに当たっては、「予防接種実施規則」(昭和 33 年厚生省令第 27 号)第 5 条の 2 に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対し、適切な説明を行い、文書により同意を得る必要がある。

f. 予防接種による健康被害

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が給付を行う。

なお、接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

(5) 市民生活と地域経済の安定確保

① 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%が 2 週間にわたり欠勤することが想定される。

このため、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがあるため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関及び各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

市は、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分及び配付の方法について検討を行う。また、個人・家庭における対策として、最低限(2 週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことを奨励するとともに、食料品・生活必需品等の購入に当たっては、買占めを行わないように注意喚起をする。

② 要援護者への生活支援

高齢者世帯、障害者世帯等、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援(安否確認・介護・訪問看護・訪問診療・食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討しておくことが必要である。

市は、市民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯・障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める必要

がある。支援を必要とする者に対しては、食料品・生活必需品等を配達する者の感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

③ 埋火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合は、感染防止の観点から 24 時間以内の埋火葬が認められているほか、遺体は原則として火葬することとされているため、死亡者数の増加に応じた火葬場の稼働を可能な限り行う。

しかし、死亡者数が火葬場の能力を超えるような場合、火葬の円滑な実施に支障が生じるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

その際、臨時遺体安置場の確保や、一時的な埋葬等について速やかに決定できる体制の整備を進める。

8. 各段階における対策

(1) 未発生期

状 態：
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目 的：
・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

① 実施体制

a. 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務継続計画を策定し、必要に応じて見直していく。

b. 体制の整備及び国及び県等との連携強化

国及び県・保健所と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、訓練を実施する。

② 情報収集と情報提供

a. 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ、市民に提供する。

b. 広報誌等に新型インフルエンザ等に関する行動計画などの情報を掲載する。

c. 学校・保育所・幼稚園は集団発生しやすいことから、平常時から保健衛生関係機関及び教育委員会と連携し、児童生徒等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供するとともに指導する。

③ 感染拡大防止措置

a. マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

b. 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えることが重要である。また、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを、広報等を通じて市民に啓発することが必要である。

c. 市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。

④ 医 療

a. 医療資器材

市は、新型インフルエンザ等対策用の医療資器材の備蓄・整備を進める。

b. サーベイランス

国及び県を通じて、鳥類・豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報を収集する。

c. 予防接種

【住民接種】

実施主体である市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次の事項等に留意し、医師会等と連携の上接種体制を構築するとともに、ワクチン需要量を算出して、住民接種のシミュレーションを行う。

- i. 医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保
- ii. 接種場所の確保(保健センター・学校等)
- iii. 接種に要する器具等の確保
- iv. 接種に関する市民への周知方法(接種券の取扱い・予約方法等)

※他自治体と広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

※各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

※ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。

b. 対象者

- i. 原則として市内に居住する者(在留外国人を含む。)とする。
- ii. 市内の医療機関に勤務する医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- iii. 在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- iv. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- v. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。その際、接種に係るリスク等も考慮して、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。

※1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関における接種も検討する。

c. 接種会場

- i. 接種会場については、地域の実情に応じつつ、人口 1 万人に 1 か所程度の接種会場を設けて接種を行うため、保健センター・学校等の公的な施設を活用するなどして会場を確保する。
- ii. 接種会場の確保については、「医療法」(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく診療所開設又は巡回診療の準備を行う。

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)

地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ食料品・生活必需品等

の確保、配分・配付の方法について検討を行う。

b. 要援護者への生活支援

自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。このため、災害時要援護者リストの作成方法等を参考にして、新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成するとともに、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

i. 対象者

- ・一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者
 - ・障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - ・障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応等が困難な者
 - ・その他、支援を希望する者
- ※要援護者として認められる事情を有する。

ii. 体制

関係団体、地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

c. 埋火葬の円滑な実施

県が実施する、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)数の調査、その結果について、県内の市町村及び近隣の都県との情報の共有に協力するとともに、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務担当部局との調整を行うものとする。

(2) 海外発生期

状 態：
・海外で、新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目 的：
・国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような強力な措置をとる。 ・国及び県が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

① 実施体制

厚生労働大臣が感染症法第 44 条の 2 第 1 項又は第 44 条の 6 第 1 項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第 15 条第 1 項の規定により政府対策本部を設置し、県対策本部も設置された場合、上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議を開催して情報収集及び基本的対処方針の確認を行うとともに、保健所が開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

② 情報収集と情報提供

- a. 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的対処方針を収集し、必要に応じ、市民に提供する。
- b. 新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や国及び県・市が実施する対応策についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。
- c. 誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を市民が持つように情報提供する。

③ 感染拡大防止措置

- a. 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- b. 県と連携して、市民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国や県と連携し、正確な情報を提供する。
- c. 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- d. 県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。
- e. 事業所や介護・福祉施設等に対し、感染予防策を要請する。

④ 医 療

a. 医療資器材

新型インフルエンザ等対策用の N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布先

及び数量を決定する。

b. サーベイランス

国及び県を通じて、新型インフルエンザ等の発生状況を把握する。

c. 予防接種

【特定接種】

国が決定した特定接種の具体的運用に基づき、国及び県と連携し、表-5 に関する職務を担う市職員を対象とした集団的接種の準備を行う。

【 表-5 】

区分1	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 ➤ 市対策本部の意思決定及び総合調整等に関する事務、市対策本部の事務、新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決及び議会への報告、市議会の運営を担う職務
区分2	新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務 ➤ 消火、救助、救急等を担う職務
区分3	民間の登録事業者と同様の業務 ➤ 社会保険・社会福祉・介護事業、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上下水道業、河川管理・用水供給業、工業用上下水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)

生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。また、食料品・生活必需品等の供給状況に応じて、市民に対する食料品・生活必需品等の確保を進める。

b. 要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡するとともに、「上尾市要援護者支援計画」に基づき、要援護者対策を実施する。

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)を行う。

c. 埋火葬の円滑な実施

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めるものとする。

(3) 国内発生期

状 態：
・埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目 的：
・県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
・国内で発生した場合の状況等により、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令した場合には、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、市民へ積極的な情報提供を行う。 ・県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

① 実施体制

必要に応じて対策連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、県保健所が開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 特措法第 34 条に基づき、直ちに上尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- 上尾市新型インフルエンザ等専門家会議を設置し、新型インフルエンザ等対策に対する意見を聴く。
- 保健所が開催する地域対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。
- 市職員の配備態勢は、上尾市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

② 情報収集と情報提供

- a. 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- b. 市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等の情報、市内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- c. 個人レベルでの感染対策や受診方法等を周知するほか、職場・学校・事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。
- d. 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- e. 引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

③ 感染拡大防止措置

- a. 県が実施する感染拡大防止対策に基づき、市民・事業者等に対して次の勧奨を行う。
 - i. 市民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける事、時差出勤の実施等の基本的な感染対策。
 - ii. 事業所に対し、職場における感染予防及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診。
 - iii. 病院・高齢施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策。
- b. 市内発生に備え、市の施設の閉鎖について検討する。
- c. 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、小・中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

➤ 埼玉県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。

- ① 特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
- ② 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。

④ 医療

a. 医療資器材

新型インフルエンザ等対策用の N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。

b. サーベイランス

国及び県を通じて、国内の新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

c. 予防接種

【特定接種】

県によるプレパンデミックワクチン流通体制の構築を受け、市職員を対象とした特定接種を実施する。

【住民接種】

国が決定する新臨時接種(予防接種法第 6 条第 3 項)の基本的対処方針等に基づき、住民接種を実施する。

- i. 国及び県が決定した住民接種の接種順位・基本的な考え方等について、市民へ情報提供を行う。
- ii. パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供を行う。
- iii. 接種実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等の公的な施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- iv. 市民へのパンデミックワクチンの接種に当たっては、国が定めた「住民に対する予防接種に関する実施要領」に基づいて策定された「上尾市新型インフルエンザワクチン接種計画」に基づいて、接種の体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を

行い、迅速かつ円滑に接種ができるようにする。

- v. 予防接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、県の設置する相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行う。
- vi. ワクチンについての広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報、接種の時期・方法等について、分かりやすく伝えることに留意する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)

- i. 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- ii. 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- iii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布の準備を実施する。

b. 要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に係る準備を行う。

c. 埋火葬の円滑な実施

- i. 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ii. 市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、手袋・不織布製マスク・非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(4) 県内発生早期

状 態：
・埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査で追うことができる状態。
目 的：
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
・県内発生早期には、積極的な感染拡大防止策を講じる。 ・医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりが取べき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・必要に応じて、県が行う、県内発生早期の新型インフルエンザ等への医療提供・相談体制を支援し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・感染拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を進める。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。

① 実施体制

必要に応じて、対策連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、県保健所が開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

➤ 上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

- ① 特措法第 34 条に基づき、直ちに上尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 上尾市新型インフルエンザ等専門家会議を設置し、新型インフルエンザ等対策に対する意見を聴く。
- ③ 保健所が開催する地域対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。
- ④ 市職員の配備態勢は、上尾市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

② 情報収集と情報提供

- a. 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- b. 市民に対し、新型インフルエンザ等流行に対する警戒を呼び掛ける。
- c. 市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体について、分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- d. 市民一人ひとりが取べき行動が理解しやすいように、県内の流行状況に応じて医療提供体制、職場・学校・事業所等での感染対策、社会活動状況に関する情報を適切に提供する。また、学校等の臨時休業時の対応等について周知する。

- e. 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- f. 国及び県・関係機関等と、インターネット等を活用した情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。
- g. 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。
- h. 引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 埼玉県を区域として発令されているときは、上記の対策に加え、必要に応じて市民に対し注意喚起及び情報提供を行う。

③ 感染拡大防止措置

- a. 県が実施する感染拡大防止対策に基づき、市民・事業者等に対して次の勧奨を積極的に行う。
 - i. 市民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける事、時差出勤の実施等の基本的な感染対策。
 - ii. 事業所に対し、職場における感染予防及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診。
 - iii. 病院・高齢施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策。
- b. 必要に応じて、市の施設を閉鎖や市主催行事の中止又は延期を検討する。
- c. 上尾市事業継続計画に基づき、業務や市民サービスの縮小を検討する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 埼玉県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。
 - ①特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
 - ②特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。
 - ③特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校・保育所等以外の施設に対し、職場を含めた感染対策徹底の要請。
 - ④公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者の乗車見合わせ、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤・自転車等の活用、不要不急の利用抑制の要請。

④ 医療

- a. 医療資器材

新型インフルエンザ等対策用の N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。
- b. サーベイランス

国及び県を通じて、国内の新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。
- c. 予防接種
 - i. 国及び県の基本的対処方針を踏まえて、市職員を対象とした特定接種を進める。
 - ii. 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく、新臨時接種を進める。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定する臨時の予防接種を実施する。

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)

- i. 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布を実施する。
- iii. 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう広報する。

b. 要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

c. 埋火葬の円滑な実施

- i. 火葬場を可能な限り稼働させる。
- ii. 県と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。
- iii. 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- iv. 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。
- v. 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市においても埋火葬の許可を受けるとともに、特に公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 県とともに、生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(5) 県内感染拡大期

状 態：
・埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で把握できなくなった状態。 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)
目 的：
・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：
・感染拡大を抑制することは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的感染防止策から被害軽減に切り替える。 ・市内での発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 ・医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・県が行う医療体制の維持に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。

① 実施体制

必要に応じて、対策連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、県保健所が開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

➤ 上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

- ① 特措法第 34 条に基づき、直ちに上尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 上尾市新型インフルエンザ等専門家会議を設置し、新型インフルエンザ等対策に対する意見を聴く。
- ③ 保健所が開催する地域対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。
- ④ 市職員の配備態勢は、上尾市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

② 情報収集と情報提供

- a. 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- b. 引き続き、市民に対し、新型インフルエンザ等の流行に対する警戒を呼び掛ける。
- c. 市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体について、分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- d. 市民一人ひとりが取るべき行動が理解しやすいように、県内の流行状況に応じて医療提供体制、職場・学校・事業所等での感染対策、社会活動状況に関する情報を適切に提供する。また、学校

等の臨時休業時の対応等について周知する。

- e. 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- f. 国及び県を通じ、又はインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- g. 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。
- h. 電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 埼玉県を区域として発令されているときは、上記の対策に加え、必要に応じて市民に対し厳重警戒及び情報提供を行う。

③ 感染拡大防止措置

- a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)
 - i. 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
 - ii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布を実施する。
 - iii. 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう広報する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 埼玉県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。
- ①特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
 - ②特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。
 - ③特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校・保育所等以外の施設に対し、職場を含めた感染対策徹底の要請。
 - ④公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者の乗車見合わせ、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤・自転車等の活用、不要不急の利用抑制の要請。

④ 医療

- a. 医療資器材
新型インフルエンザ等対策用の N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。
- b. サーベイランス
国及び県を通じて、国内の新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。
- c. 予防接種
予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定する臨時の予防接種を実施する。

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)

- i. 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等への支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- iv. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布を実施する。
- vii. 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう広報する。

b. 要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

c. 埋火葬の円滑な実施

- i. 火葬場を可能な限り稼働させる。
- ii. 県と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。
- iii. 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- iv. 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。
- v. 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市においても埋火葬の許可を受けるとともに、特に公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 県は、特措法第 48 条第 2 項の規定により、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に市と協議を行うことを基本とする。
- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 国及び県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 県とともに、生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- 国及び県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を移動させるよう要請する。
- 国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、国が定める当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等に関する特例の手続を行う。
- 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(6) 小康期

状 態：
・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。 ・パンデミック(大流行)は、いったん終息している状態。
目 的：
・市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材・医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため住民接種を進める。

① 実施体制

- a. 国及び県が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対象方針を公示したときは、直ちに市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- b. 緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

② 情報収集と情報提供

- a. 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。
- b. 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。
- c. 相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。
- d. 国、県及び関係機関とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。
- e. 国及び県による要請を受け、相談窓口等の体制を縮小する。

③ 感染拡大防止措置

- a. 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める
- b. 学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。

④ 医 療

a. 医療資器材

第二波に備え、新型インフルエンザ等対策用の N95 対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の不足分を充当する。

b. サーベイランス

国及び県を通じて、国内の新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供を受け、第二波に備えた対策を実施する。

c. 予防接種

i. 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

⑤ 市民生活及び地域経済の安定確保

- a. 社会・経済機能の維持(上下水道・廃棄物処理などを含む)
不要な措置を解除する。
- b. 要援護者への生活支援
不要な措置を解除する。
- c. 埋火葬の円滑な実施
随時不要となった対策を終了する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重点業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。
- 水道の供給安定及び公共交通機関の維持を行うために、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
- 県と連携して、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、新型新フルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

《 資 料 》

■ 上尾市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、上尾市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 上尾市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令(平成 25 年政令第 121 号)で定める施行期日(平成 25 年 4 月 13 日)から施行)

■ 上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議設置規程

平成 26 年 5 月 26 日

訓令第 17 号

本庁・出先機関

上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議

(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。)の発生前において、新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び情報の提供、新型インフルエンザ等の感染の予防及び拡大の防止のための対策の検討並びに新型インフルエンザ等が発生した際の社会的機能を維持するための総合的な対策の推進を行い、もって市民の安全・安心の確保を図るため、上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策行動計画の案の作成に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の感染の予防及び拡大の防止のための対策の検討に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生前における関係者等の協力体制の調整に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等に係る各種情報の共有に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ等に対する対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長2人及び委員14人以内をもって組織する。

2 議長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 副議長は、総務部次長(総務部次長が複数いる場合にあつては、総務部危機管理防災課の分掌する事務を所掌する総務部次長)及び健康福祉部次長(健康福祉部次長が複数いる場合にあつては、健康福祉部健康増進課の分掌する事務を所掌する健康福祉部次長)の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、推進会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者等の会議への出席等)

第6条 推進会議は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、委員以外の関係者等に対して、資料を提出させ、又は推進会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 議長は、市長から要求があつたとき、又は必要があると認めるときは、推進会議における検討の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

行政経営部行政経営課長 総務部職員課長 総務部危機管理防災課長 子ども未来部保育課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部高齢介護課長 健康福祉部健康増進課長 市民生活部市民協働推進課長 環境経済部環境政策課長 環境経済部商工課長 消防本部警防課長 上下水道部経営総務課長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長 教育委員会事務局学校教育部学校保健課長

《用語解説》

イ) 陰圧テント

陰圧とは、通常の大気圧より低い状態であり、テント内を陰圧に保つことによってテント内のウイルスに汚染された空気をテントの隙間や出入り口から不用意に外に漏らさない構造になっている。新型インフルエンザ等の流行時に、臨時の診察室等に利用される。

エ) N95 マスク

N95 とは、マスクのフィルター性能を示すもので、米国労働安全衛生研究所が定めた基準で、試験粒子を95%以上捕集できることを表している。

カ) 感染経路

一般的にインフルエンザの場合は、接触感染と飛沫感染によると考えられている。接触感染対策としては、手洗い等による手指衛生の徹底、また飛沫感染対策としては、マスクの着用・「咳エチケット」等の徹底が求められる。

キ) 感染防御資器材

病原体の人体への侵入を防ぐため、又は感染が他へ拡大することを防ぐために使用する物品等をいう。

ク) 帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話での相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来(帰国者・接触者外来)に紹介するための相談センターで、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口とは異なる。

ク) 抗インフルエンザウイルス薬

体内でインフルエンザウイルスの増殖を抑える薬で、病気の期間と症状の重さを軽減する効果がある。タミフル・リレンザは、代表的な抗インフルエンザウイルス薬である。

コ) 個人防護具

エアロゾル、飛沫等の暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切な選択をする必要がある。

サ) サーベイランス

見張り・監視制度という意味で、特に、感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況(患者及び病原体)やその状況からの動向予測(感染症サーベイランス)が行われている。

ザ) サージカルマスク

サージカルマスクは、「サージカル」という言葉が「外科の、手術の」という意味であることが示すように、医療現場で使用されるマスクをいう。不織布製でインフルエンザ用として最も一般的に使われマスクである。

シ) 死亡率

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合をいう。ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数をいう。

ソ) 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般的に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

インフルエンザウイルスは、ABC の 3 型があり、A 型インフルエンザウイルス粒子表面には赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という糖蛋白がある。特に A 型は、HA16 種類、NA9 種類の抗原性の異なる亜型が存在し、人を含む哺乳類や鳥類に広く分布している。

タ) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の発令により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

チ) 新型インフルエンザ等専用外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来で、政府行動計画では「帰国者・接触者外来」という。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関 (内科・小児科、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関) で診療する体制に切り替える。

リ) 新感染症

感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

レ) 咳エチケット

咳やくしゃみをする時は、ティッシュペーパー等で口と鼻を押さえ、周囲の人から顔をそむけて、1~2m 以上離れる。分泌物を含んだティッシュペーパーは、直ぐに蓋付き廃棄物箱等に捨てる。咳をしている人は、マスクを着用する。

ロ) 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

リ) 相談窓口(コールセンター)

市民からの一般的な問合せに対応するために県や市が設置する窓口で、市民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容に対応する。

ル) 致命率

流行期間中に、その疾病(ここでは新型インフルエンザ等)に罹患した者の内、死亡した者の割合をいう。

ロ) トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

リ) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは A 型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、この内、家禽類に対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、H5N1 亜型であれば二類感染症、H7N9 亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

リ) パンデミック

感染症の世界的大流行のことをいう。

特に、新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないことから、人から人へ持続的に感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こす可能性がある。

リ) パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

リ) 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(人等)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現である。

リ) プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)で、パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

リ) 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃厚に、高頻度又は長期間接触した者で、感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。